

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

2月8日(日) 午前7時～午後8時

仕事や用事で
投票日に投票所へ
行けない方は

期日前投票をご利用ください

受付時間：午前8時30分～午後8時

世田谷区は、衆議院議員選挙の小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれているため、選挙人名簿登録地によって期日前投票の受付場所が異なります。下の地図でご自分の小選挙区をご確認のうえ、該当の受付場所へお越しください。

赤色で示された期日前投票所：東京都第5区のみ受付

青色で示された期日前投票所：東京都第6区のみ受付

黄色で示された期日前投票所：東京都第5区・東京都第6区ともに受付

★世田谷区役所のみ

1月28日(水)～受付開始

※国民審査の投票は2月1日(日)からです。

それ以外の期日前投票所

2月 1日(日)～受付開始

入場整理券について

急な選挙日程のため、
配達が遅れます。

届いていなくても選挙人名簿で
確認ができれば投票できますので、
係員にお申し出ください。
また、今回はおひとり様ずつ
『ハガキ』でお送りします。
ご不便をおかけいたします。

▼衆院選ページはコチラ▼



※まちセン＝まちづくりセンターの略

世田谷区選挙マスコット
「セーボー」

世田谷区選挙管理委員会 / 世田谷区明るい選挙推進協議会 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

【参考5】区のおしらせ

令和8年1月28日号

(表)

令和8年(2026年) 区のおしらせ せたがや

1/28
No.1994

SETAGAYA

衆議院議員選挙特集号

発行/世田谷区 編集/広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111 (代) ☎5432-3001 (広報広聴課)

最新の情報は区のホームページでご確認ください。 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



お問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎050-5865-1272(選挙特設番号) ☎5432-3045 へお願いします。

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

日本の未来に向けて、
貴重な一票を投じましょう。

投票日

2月8日(日)

投票時間

午前7時～午後8時



世田谷区選挙マスコット
セーボー

投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

- ①平成20年(2008年)2月9日までに生まれていること
- ②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること※

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から、令和8年(2026年)1月26日まで引き続き3か月以上住民登録があることが必要です。

選挙区が分かれています

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれています。住所地(選挙人名簿登録地)によって投票できる候補者が異なりますのでご注意ください。詳しくは、下の地図をご確認ください。



投票所入場整理券

急な選挙日程のため配達が遅れます

ご不便をおかけいたします

●配達は2月4日(水)～6日(金)です

届いていなくても選挙人名簿で確認ができれば投票できますので投票所で係員にお申し出ください。

●今回は封書ではなく、おひとり様ずつハガキでお送りします。



選挙公報・審査公報を各戸の郵便受け等に配布します

配布期間については [区HPQ 27948](#) をご覧ください。
また、区役所、総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

※紙面は、東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>)からご覧いただけます。

※音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報・審査公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会へお早めにお申し込みください。過去の選挙において既に申込みの方は申込不要です。

※ご自身の投票所は [区HPQ 27948](#) からご覧いただけます。

投票所の変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

変更となる方の住所	新投票所
太子堂3丁目・5丁目	太子堂中学校(太子堂3-27-17)

選挙の詳細情報は、区のホームページ [衆議院議員選挙特集ページ](#) からご覧いただけます
前回選挙における投票日当日の時間別投票者数や期日前投票所ごとの投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力をお願いします。

▶▶▶ [区HPQ 27948](#)



ⓧ 世田谷区からのお知らせです

衆議院議員選挙特集号

お問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎050-5865-1272(選挙特設番号) FAX5432-3045 へお願いします。

2月8日(日)に投票所へ行けない見込みの方へ

期日前投票・不在者投票をご利用ください

世田谷区役所(第2庁舎4階):1月28日(水)~2月7日(土)、まちづくりセンター等(28か所):2月1日(日)~2月7日(土)

仕事、用事、旅行、入院、転出等の理由で、2月8日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

※前回選挙の期日前投票所ごとの投票者数を「区HPQ | 27948」に掲載しています。比較しやすい期日前投票所にお越しいただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

区内で期日前投票をする場合

ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

〈期日前投票受付期間・受付場所〉

世田谷区は、小選挙区が東京都第5区と東京都第6区に分かれているため、住所地(選挙人名簿登録地)によって期日前投票の受付場所が異なります。表面の地図でご自身の選挙区をご確認のうえ、該当の受付場所へお越しください。

※世田谷区役所(第2庁舎4階)、北沢まちづくりセンターおよび二子玉川まちづくりセンターでは、東京都第5区・東京都第6区どちらにお住まいの方(選挙人名簿に登録されている方)でも期日前投票ができます。

期日前投票受付期間・場所							
1/28(水)	1/29(木)	1/30(金)	2/1(日)	2/2(月)	2/3(火)	2/4(水)	2/5(木)
世田谷区役所(第2庁舎4階)【11日間】				まちづくりセンター等【7日間】			
※国民審査の投票は2/1日からです。							
投票日							
【東京都第5区】 池尻、太子堂、若林、上町、下馬、上馬、代沢、北沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢							
【東京都第6区】 経堂、梅丘、新代田、北沢、松原、松沢、二子玉川、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、鳥山							
受付時間/いずれも午前8時30分~午後8時							

転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

(1)オンラインによる手続き

マイナンバーカード(署名用電子証明書付)をお持ちの方は、スマートフォンなどのマイナポータルアプリ(またはサイト)から投票用紙一式を請求することができます。

① マイナポータルアプリ(またはサイト)を開いてログイン

② 自治体設定画面で「東京都」「世田谷区」を選択

③ トップページ「Q&A」から「選挙」を検索

「令和8年2月8日執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙等の請求について」が表示されたら「詳しく見る」をクリックし、「申請する」を選択

⑤ 必要事項を入力して申請(投票用紙一式の請求)

⑥ 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙一式を郵送

⑦ 投票用紙一式が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票

(2)郵送・持参による手続き

郵送または持参でも投票用紙一式を請求することができます。詳しくは「区HPQ | 27948」をご覧ください。

※郵送による手続きは日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

指定された病院などで不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設などに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するかなど詳しくは、施設にお問い合わせください。

在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

無効票とならないように

大切な一票が無効票とならないよう、次のことにご注意ください。

①余分なことを書かない

候補者の氏名または政党等の名称を正しく書いていながら、それ以外のこと(記号、応援メッセージなど)が書かれているために、無効票となってしまうことがあります。

②間違えて書いた場合は訂正を

二本線で消して、横に正しいものをお書きください。

※新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出ください。



お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助具(※1)、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※2)などを用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください(※3)。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただけます。

※1 投票用紙を挟み、触るだけで記入する位置が判別しやすいケース

※2 イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

※3 投票にお手伝いが必要な方のために、各投票所(期日前投票所含む)に「投票配慮カード」を備えています。投票配慮カードをご記入のうえ、入場整理券と一緒に投票所係員にご提示ください。「区HPQ | 27948」からもダウンロードできます。

代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

お願い

投票所へのお車でのお来場、ペットを連れてのお来場はご遠慮ください。

※補助犬は入場できます。

親子で投票に行こう!!

親子(家族)で投票所に来られた小学生以下のお子さんへプレゼントを用意しています(各投票所先着300名)。ぜひ、お子さんと一緒に投票所にお越しください。



投票方法

- ①「小選挙区選挙」の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。
- ②「比例代表選挙」の投票用紙には、政党等の名称を1つ記入します。
- ③「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙には、裁判官の一覧が印刷されていますので、辞めさせたいと思う裁判官がいる場合は、その氏名の上の欄に「×」印を記入します。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しません。

区公式YouTubeチャンネルで「衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査投票方法」動画を配信中です▶▶▶



選挙運動に関する注意事項

18歳以上の方は、公示日から投票日の前日まで選挙運動を行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること		
ホームページ、ブログ、 ^{エックス} X、 ^{ライン} LINEなどのインターネットを使用して選挙運動をすること	○	×
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動員のホームページや電子メールなどを印刷して配ること		

区内施設の一部が利用できなくなります

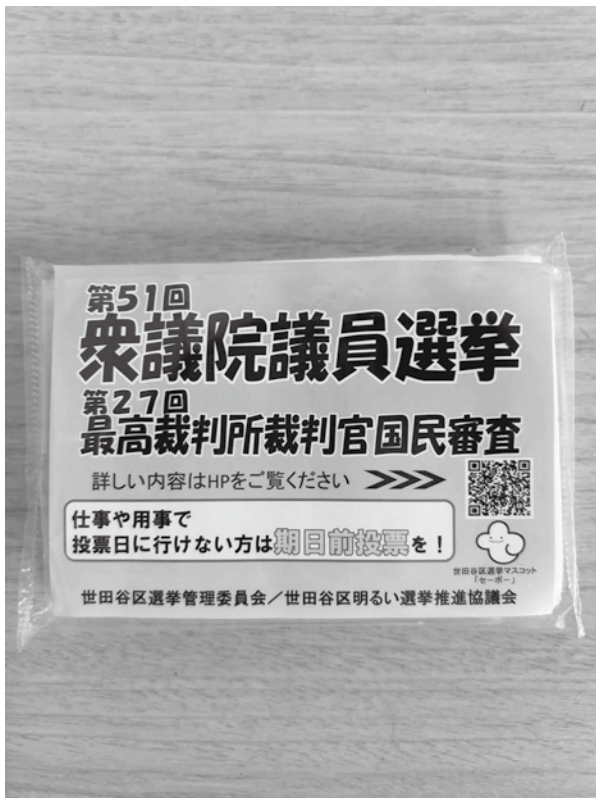
選挙のため、区内施設の一部が利用できない場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。ご協力をお願いします。

投票・開票速報

投票・開票の状況と開票結果は、「区HPQ | 27948」で随時お知らせします。

開票は2月8日(日)午後9時から、東京都第5区は大蔵第二運動場体育館(大蔵4-7-1)、東京都第6区は総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、2か所のうちお住まいの選挙区の開票を参観することができます。

【参考6】啓発物品



ポケットティッシュ



オリジナルシール

【参考7】投票済証

